

不登校児童生徒がフリースクール等の民間施設で相談・指導を受けている場合の

「指導要録上の出欠の扱い」に関するガイドライン

佐野市教育委員会

次の要件を満たすと判断できるとき、校長は、指導要録上「出席扱い」とできる。

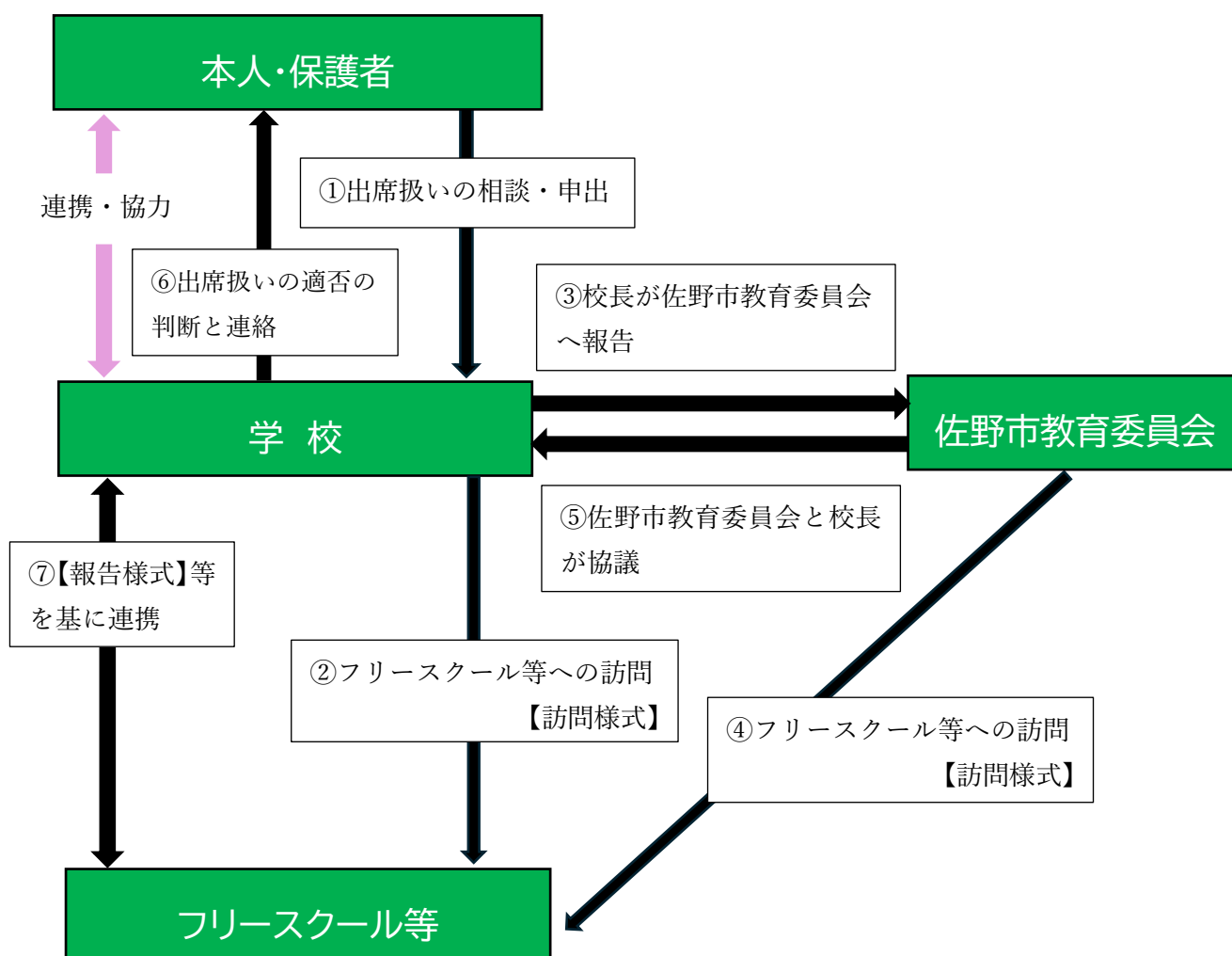
〈「出席扱い」とする要件〉

1 学校と家庭とフリースクール等の関係について	
(1) 家庭と学校との関係	
当該児童生徒の保護者と学校の間、十分な連携・協力関係が保たれている。	
(2) 学校とフリースクール等との関係	
児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校とフリースクール等との間に、フリースクール等での学習内容や生活の様子などに関する情報共有がなされ、連携・協力関係が築かれている。 〈月別の報告書（学習日、学習内容等）や学習の成果物等の学校への提出など〉	
(3) 家庭とフリースクール等との関係	
指導経過の定期的な連絡など、家庭とフリースクール等との間に、連携・協力関係が保たれている。	
2 フリースクール等の民間施設の状況について	
(1) 運営主体	
当該児童生徒に対する相談・指導等に関し、深い理解と知識又は経験を有し、社会的信望を有している。〈法人・個人は問わない。〉	
(2) 事業運営の在り方と透明性の確保	
当該児童生徒への相談・指導を行うことを主たる目的として、著しく営利本位でなく、授業料等の諸経費が明確にされ、保護者等に情報提供がされている。	
(3) 相談・指導の在り方	
ア 相談・指導への基本姿勢	当該児童生徒の人格等を尊重した相談・指導が行われている。 〈体罰等の不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。〉
イ 受け入れ体制	①面談等を通して、当該児童生徒の特性や状況の把握が適切に行われている。
	②当該児童生徒が自ら登校を希望したときに、円滑な学校復帰が可能である。
ウ 相談・指導の内容等	①指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制が明示されている。
	②相談・指導の内容が、当該児童生徒の特性や状況に応じた適切な内容であり、当該児童生徒の社会的な自立を目指す活動を行っている。また、国の義務教育制度を前提としたものであること。 〈学校の教育課程に照らして内容等が適切である。〉
エ 情報提供	当該児童生徒の学習支援や進路の状況等について、保護者等に情報提供がなされている。
(4) 相談・指導に関わるスタッフ	
ア 相談・指導に関わるスタッフ	当該児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意をもっている。
イ 専門的なカウンセリングを行う場合	心理学や精神医学等、専門的知識と経験を備えたスタッフが指導に当たっている。
(5) 施設・設備	
学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設・設備を有している。	

※その他【宿泊による指導を行う施設の場合】…当該施設の活動を行うにふさわしい資質を備えたスタッフの配置、当該児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設・設備を有していることが必要である。

指導要録上「出席扱い」の判断をするための流れ

- ①本人・保護者が学校に出席扱いの相談・申出をする。
 - ②学校職員（担任・生徒指導主事等）が、フリースクール等を訪問する。【訪問様式】
 - ③校長が佐野市教育委員会へ、フリースクール等の概要を報告する。
 - ④佐野市教育委員会が、フリースクール等を訪問する。【訪問様式】
 - ⑤校長と佐野市教育委員会は、フリースクール等の活動内容が適切であるか協議する。
 - ⑥校長が「出席扱い」の適否について判断し、その結果を保護者に伝える。
 - ⑦「出席扱い」認定後は、学校とフリースクール等の間で報告様式などのやり取りを行い、連携を図る。【報告様式】
- ※②と④、③と⑤がそれぞれ同時に行われることもある。



留意事項

- ・「出席扱い」については、原則として保護者からの申出があった日以降に認められるものとする。
- ・「出席扱い」認定後は、当該校による民間施設との定期的な情報交換（場合によっては施設訪問）、当該校と当該児童生徒及び保護者との定期的な連携・協力を継続する。
- ・「出席扱い」非認定の場合は、指導要録の備考欄に参考記録として記入する。
- ・既に出席扱いを認められた施設でも、校長は個に応じた適切かどうかの判断をしなければならないため、フリースクール等への訪問は必要である。（訪問後、校長と市教委での協議し、校長が適否を判断する。）